

請願「戸塚区品濃町最終処分場における特定支障除去等事業における職員の処分について」

## ■ 戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業の概要

### ◇ 行政代執行に至る経緯

株式会社三興企業は、昭和 62 年 4 月に最終処分業の許可を取得し埋立てを開始しましたが、当該処分場の許可容量を約 17 万 m<sup>3</sup> 上回る約 91 万 m<sup>3</sup> の産業廃棄物を埋め立て、周辺地下水の汚染や廃棄物の崩落の恐れが生じています。そこで、本市は処分場設置者等に措置命令（計 4 回）を発出し改善を求めましたが、履行が見込めないことから、行政代執行の手続きに着手（H17. 10）しました。

本市では、学識経験者等専門家による技術検討委員会を設置して、生活環境保全上の支障除去の工法等を検討し、「実施計画書」を策定しました。その後、計画書は、国の調査会で審議、承認され、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく環境大臣同意（H20. 2. 15）を取得しています。

なお、「実施計画」に基づく改善工事は、平成 20 年 12 月に着手しています。

### ◇ 改善工事の概要

- ・ 廃棄物崩落・飛散防止対策：擁壁設置、急傾斜部分整形及び覆土
- ・ 地下水等の汚染防止策：揚水井戸設置による汚染水の排除

## ■ 当該土地所有者との経緯

### ◇ 当該土地所有者による杭設置

- ・ 平成 22 年 9 月に処分場の土地の一部（4 筆）を、当該土地所有者が取得した。
- ・ 境界杭の設置及び廃棄物処理の実証実験を行いたいと、当該土地所有者から要望があった。
- ・ 本市は、改善工事を実施中であることから、事業用地内への立ち入りや杭設置のための測量について、止めるよう要請した。
- ・ 平成 22 年 10 月、当該土地所有者の関係者（測量業者）が木杭を設置した。（本市が確認した木杭：23 本）

### ◇ 本市の対応

- ・ 現時点で測量や実証実験を行わなくてはならない緊急の必要性について、回答するよう文書にて 3 回通知した。（10 月～11 月、その内 2 回について、回答がない場合は杭を抜くと明記）
- ・ 当該土地所有者からの回答文を検討した結果、現時点で測量や実証実験を行わなくてはならない緊急の必要性がないと判断し、平成 22 年 12 月に、改善工事に支障となる杭を撤去することを文書にて通知した。
- ・ 平成 23 年 1 月、改善工事に支障となるため木杭を撤去した。

## <参考>

### 刑法第二百六十二条の二（境界損壊）

境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。